

○金融監督等に当たっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）

現 行	改 正 後
<p>1-3-5 資産運用 (1)~(14) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1-3-5 資産運用 (1)~(14) (略) (15) <u>投資一任契約による運用について</u> ①<u>資産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など）は保険会社が自ら行っているか。</u> ②<u>投資一任に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。</u> ③<u>投資一任契約の内容が保険会社の資産運用方法として適切なものとなっているか。</u> ④<u>投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。</u> ⑤<u>投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。</u></p> <p>(16) <u>履行保証について</u> <u>保険会社が、債務保証としていわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、保険会社が、自ら工事を完成させる等保険業法第100条に照らして保険会社が行うことができない業務、を行う必要が生じない契約内容となっているか。</u></p>
<div data-bbox="152 1177 571 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1-7 <u>相互会社の基本的考え方</u></p> </div> <p>(新設)</p> <p>相互会社については、保険会社の公共性及び保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性を高めるとともに経営チェック機能の充実が求められている。したがって、相互会社の運営における留意事項を以下のとおり定める。</p>	<div data-bbox="1171 1177 1518 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1-7 <u>相互会社について</u></p> </div> <p>1-7-1 <u>相互会社の基本的な考え方</u> (同左)</p>

#### 1-7-1 総代の選出

(1) 総代の選出に当たって、職業、年齢等のバランスに配慮されているか。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 総代候補者選考委員会の機能を充実するためどのような措置が講じられているか。

(3) 総代候補者選考過程及び信任投票の実施において公正の確保、透明性の向上のためにどのような措置が講じられているか。

(4) 総代の任期は8年を目安とされているか。

#### 1-7-2 総代会

総代会の経営チェック機能を発揮するためどのような措置が講じられているか。

#### 1-7-1-1 総代の選出

(1) 総代数及びその数を適正とする考え方が説明書類に記載されているか。

(注) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。

(2) 総代の選考方法（選考手続及び選考基準を含む。）が説明書類に記載されているか。

(注1) 総代になることを希望する社員に対する総代候補者に選出され得る方策の有無を含む選考方法の概要及び当該選考方法を採用している考え方・理由が併記されているか留意する。

(注2) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。

(3) 上記(1)及び(2)について、定時総代会の都度、説明が行われているか。

(4) 主な保険種類別、職業別、年齢別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に記載されているか。

(注1) 保険種類別については、生命保険会社の場合は、個人保険・個人年金保険に属する保険種類ごとの契約件数ベースでの記載で差し支えない。また、社員全体に係る保険種類ごとの契約件数については、これが説明書類で別途記載されている場合には、それによることとして差し支えない。

(注2) 職業別については、社員の職業別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の職業別の構成のみの記載で差し支えない。

(注3) 損害保険会社においては、年齢別については、社員の年齢別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の年齢別の構成のみの記載で差し支えない。

(5) (同左)

(6) (同左)

(7) (同左)

#### 1-7-1-2 総代会

総代会の経営チェック機能を向上させるため、保険会社において次のような措置が講

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

じられているか。

(1) 総代会においては、事業報告書に記載のある事項と併せて、ソルベンシー・マージン比率等についての報告が行われていること。生命保険会社においては、基礎利益及び逆ざやの状況についての報告が行われていること。

(注) 株式会社形態の保険会社においても、株主総会において、同様の報告が行われているかどうかには留意する。

(2) 総代会における剰余金処分の決議の際には、法第58条第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、各社の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。

(3) 総代会開催時以外においても、総代に対し経営状況を把握するに足る情報提供が適切に行われていること。また、総代からの意見等の収集策を策定し、総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられていること。

(4) 総代会の傍聴を希望する社員に対しその機会を付与するとともに、総代会の直前又は直後において会社に対する意見・質問等の機会が設けられていること。また、社員に対し当該傍聴制度を周知する措置が講じられていること。

(5) 総代会の議事録には、各議決事項についての賛成数、反対数等が明記されるとともに、主な賛成意見及び反対意見が記載されていること。

(6) 総代会の議事録が、インターネットのホームページの活用等により社員に対し開示されていること。

### 1-7-3 評議員会等

(1) 評議員会の人選に当たって、多様化が図られているか。

(2) 評議員会の機能の充実のためどのような措置が講じられているか。

(3) 契約者懇談会の活性化のためどのような措置が講じられているか。

### 1-7-1-3 契約者懇談会等

(1) 契約者懇談会が、総代会に先立って開催され、契約者から出された主な意見・質問等が総代会において報告されているか。

(注) 上記事項は、平成15年4月1日以降に開催される定時総代会について適用する。

(2) 契約者に対し契約者懇談会の開催を周知する措置が講じられているか。また、参加を希望する契約者に対しその機会が付与されているか。

(注) 会場の収容人員の都合により対象人員を限定する場合は、その旨及び対象者の選考方法が周知されているか留意する。

(3) 契約者懇談会において、契約者に対し経営状況が適切に説明されているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。

(新設)

(新設)

#### 1-7-4 情報開示

- (1) 総代会、評議員会、契約者懇談会の機能発揮のために、貸借対照表、損益計算書の要旨、その他の参考となるべき資料等が十分開示されているか。
- (2) 開示のためどのような措置が講じられているか。

(新設)

(4) 評議員会等において、その人選に当たって多様化が図られているか。また、評議員会等の機能の充実のため、具体的な措置が講じられているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。

(5) 社員に対し、会社経営に関する意見等の申出方法、手続等を周知する措置が講じられているか。

#### 1-7-1-4 情報開示

(削除)

(削除)

法第58条第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、各社の資本基盤の充実のための方策との関係についての考え方が説明書類に記載されているか。

#### 1-7-2 基金の再募集について

基金の償却に関する事項に係る定款変更認可（法第126条第2号）及び基金の総額の増額の届出（法第127条第4号）、定款変更の届出（同条第5号）の受理に当たっての留意事項は、次のとおりとする。また、基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合、当該基金の募集が社員の権利保護の観点等、法の趣旨を踏まえたものであるかどうか、特に留意する。なお、保険相互会社の取締役には、基金募集の業務を行う者として、基金拠出契約の締結等に当たり、会社に対する善管注意義務・忠実義務、損害賠償責任等に関する保険業法若しくは商法の規定の適用又は準用があることにも留意する。

(1) 定款に記載した基金の総額の増額（募集の時期ごとに区分した額）、募集の時期（例えば3ヶ月程度の範囲で特定された時期）、基金利息の水準及び基金償却の方法等、基金の再募集の条件等について、総代会において十分な説明が行われた上で、総代会の意思決定が行われたものであるか。

(2) 基金の再募集の条件について、当該基金の償却及び基金利息の支払いが、法第55条第1項及び第2項の制限を満たさないおそれがある等、社員の権利保護に欠けるお

	<p><u>それがあつたものとなつていないか。</u></p> <p><u>(3) 総代会後、次期決算期末までに、すべての基金募集を行うこととなつているか。</u></p> <p><u>(4) やむを得ない事情により、定款に定める基金の総額の増加額の全額を募集しない場合であっても、次期総代会において、改めて当該定款の規定に関する決議を要することとなつているか。</u></p> <p><u>(5) 基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合には、当該基金募集のそれぞれが法第127条第4号に該当するため当局への届出が必要となるが、その際、当該基金募集の条件等が、上記(1)及び(2)の各要件を満たしたものであるのか。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>1-7-3 相互会社の社員の権利義務に関する説明</u></p> <p><u>保険募集人に対して、保険募集に当たつて、保険契約者に総代会制度の仕組みや少数社員権等の社員としての権利義務に関する的確な説明を行わせるための措置を講じているか。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>1-10-9 将来収支分析について</u></p> <p><u>将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたつて不足が生じないよう健全な保険数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、生命保険会社の将来収支分析に係る意見書に関して保険計理人から説明を求める場合、並びに経営者から同意意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。</u></p> <p><u>①生命保険会社の保険計理人が、法第121条の規定に基づく確認業務において金融庁長官が認定した基準（以下「実務基準」という。）に則つて適切に確認しているか。</u></p> <p><u>②実務基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的なものか。</u></p> <p><u>③将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれ</u></p>

	<p>る場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、ただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。</p> <p>④将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則69条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p>1-10-10 保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い</p> <p>保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第246条第1項第13号に規定する標準処理期間として90日、また、届出については法第125条第1項により90日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（損害保険の場合には、届出内容評価表又は認可申請内容評価表を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可能であるもの（3-6-1参照）に限る。）については、原則として60日以内に審査を終えることとする。</p>
<p>3-6-1 審査に当たっての手順</p> <p>審査に当たっては、届出又は認可申請に際し保険会社が法令上の審査基準の各項目に沿って作成した届出内容評価書（別紙1）又は認可申請評価書（別紙2）に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、当該評価書を用いて迅速かつ効率的な</p>	<p>3-6-1 審査に当たっての手順</p> <p>審査に当たっては、届出又は認可申請に際し保険会社が法令上の審査基準の各項目に沿って作成した届出内容評価表（別紙1）又は認可申請内容評価表（別紙2）に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、当該評価表を用いて迅速かつ効率的な</p>

<p>審査を行うこととする。</p>	<p>的な審査を行うこととする。<u>この場合、当該評価表が添付されていても、当該評価表の記載が不十分で補正が必要と認められる場合、評価表の記載内容に関し保険会社から十分な説明が得られない場合及び必要と認められる資料の添付が不十分な場合については、上記「所定の内容」を記載したことにはならないことに特に留意する必要がある。</u></p>
<p>3-6-2 特約自由方式等の取扱い</p> <p>(1)</p> <p>①</p> <p>ハ 事業方法書に、規則第11条に規定する事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているかどうか。</p> <p>② 規則第83条第3号又ニに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p> <p>③ 規則第83条第3号ルに規定する販売用自動車保険契約</p>	<p>3-6-2 特約自由方式等の取扱い</p> <p>(1)</p> <p>①</p> <p>ハ 事業方法書に、事業方法書等の審査基準並びに当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているかどうか。</p> <p>② 規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p> <p>③ 規則第83条第3号ヲに規定する販売用自動車保険契約</p>
<p>(2) <u>保険会社が、外国における事業活動に伴う損害賠償責任、国際間又は外国で運送される貨物等を対象とする保険について、届出をしないで普通保険約款を変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</u></p> <p>① (1)①イ及びロに該当するかどうか。</p> <p>② 事業方法書に、規則第11条に規定する事業方法書等の審査基準及び保険種類の目的及び細別に定める範囲内並びに国際間及び外国における取引の範囲内で当該普通保険約款の変更を行う旨が記載されているか。</p> <p>③ 保険契約が以下のいずれかに該当するかどうか。</p> <p>イ 規則第83条第3号ホに規定する海上保険契約のうち、国際間若しくは外国で使用される船舶又は国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの</p> <p>ロ 同号へに規定する運送保険契約又は小口貨物運送保険契約のうち、国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの</p> <p>ハ 同号ヲに規定する賠償責任保険契約のうち、外国における業務の遂行に係るもの</p>	<p>(2) <u>保険会社が、①に定める保険契約のうち、主として外国又は国際間における事業活動に伴い生ずることのある損害に係るものについて、当該事業活動が行われる地域等における取引慣行に応じ(1)の基準に適合した特約を新設しようとする場合（②の要件を満たしている場合に限る。）には、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書（当該契約書を他の言語に翻訳したものを含む。）を作成し、これに基づき保険契約を締結することができることとする。この場合においては、(1)の基準に適合した特約が新設されたものとみなし、届出は要しない。</u></p> <p>① 対象とする保険契約</p> <p>イ 規則第83条第3号イに規定する火災保険契約</p> <p>ロ 同号ホに規定する海上保険契約</p> <p>ハ 同号へに規定する運送保険契約又は小口貨物運送保険契約</p> <p>ニ 同号ワに規定する賠償責任保険契約</p> <p>ホ 同号カに規定する船客傷害賠償責任保険契約</p> <p>ヘ 同号タに規定する航空保険契約</p>

<p>の</p> <p>ニ 同号ワにより規定する船客傷害賠償責任保険契約のうち、国際間若しくは外国で運送される旅客に係るもの</p> <p>ホ 同号ヨに規定する航空保険契約のうち、国際間若しくは外国で使用される航空機又は国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの</p>	<p>ト 同号ネに規定する機械保険契約</p> <p>チ 同号ナに規定する組立保険契約</p> <p>リ 同号ラに規定する建設工事保険契約又は土木工事保険契約</p> <p>ヌ 同号ムに規定する土木構造物保険契約</p> <p>② 要件</p> <p>事業方法書に、外国又は国際間における取引慣行との整合を図る範囲内において、特約の新設を行うことがある旨、また、この場合には、当該特約の新設に代えて、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書を作成することがある旨が記載されていること。</p>
<p>(3) 新設又は変更された特約又は普通保険約款が審査基準に違反していることが明らかになった場合には、当該特約又は普通保険約款の内容が審査基準に適合するよう速やかに指導し、又は必要に応じ法第132条第1項に基づく命令を発することとする。</p>	<p>(3) 新設又は変更された特約又は(2)により新たに作成された契約書が事業方法書等の審査基準に違反していることが明らかになった場合には、当該特約又は当該契約書の内容が審査基準に適合するよう速やかに指導し、又は必要に応じ法第132条第1項又は法第204条第1項に基づく命令を発することとする。</p>
<p>(別紙1)</p> <p>1. 届出内容評価表</p> <p>(4) 届出手続</p> <p>(a) 保険商品の新設</p> <p>(b) 既存保険商品の変更</p> <p>(新設)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>1. 届出内容評価表</p> <p>(4) 届出手続</p> <p>(a) 保険商品の新設</p> <p>(b) 既存保険商品の変更</p> <p>(c) 届出内容 <input type="checkbox"/> 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等</p> <p><input type="checkbox"/> 他社の既存商品と実質的に同等の商品</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>2. 事業方法書・普通保険約款</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 事業方法書・普通保険約款</p> <p>(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2)</p>



<p>(7)~(13)</p>	<p>本項無関係 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>(8)~(14)</p>
<p>(別紙2)</p> <p>1. 認可申請内容評価表</p> <p>(4) 申請手続</p> <p>(a) 保険商品の新設</p> <p>(b) 既存保険商品の変更 (新設)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>1. 認可申請内容評価表</p> <p>(4) 申請手続</p> <p>(a) 保険商品の新設</p> <p>(b) 既存保険商品の変更</p> <p>(c) 申請内容 <input type="checkbox"/> 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等 <input type="checkbox"/> 他社の既存商品と実質的に同等の商品 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>2. 事業方法書・普通保険約款 (新設)</p> <p>(7)~(13)</p>	<p>2. 事業方法書・普通保険約款</p> <p>(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2)</p> <p>本項無関係 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>(8)~(14)</p>
<p>4-2-5 保証金に充てることができる有価証券の種類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ~リ (略)</p> <p>ヌ <u>中小企業事業団債券</u></p> <p>ル~キ (略)</p> <p>ノ <u>長期信用債券</u></p> <p>オ <u>日本信用債券</u></p> <p>ク~マ (略)</p>	<p>4-2-5 保証金に充てることができる有価証券の種類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ~リ (略)</p> <p>ヌ <u>中小企業総合事業団債券</u></p> <p>ル~キ (略)</p> <p>ノ <u>新生銀行債券</u></p> <p>オ <u>あおぞら債券</u></p> <p>ク~マ (略)</p>

ケ 全信連債券

フ (略)

(2)~(4) (略)

ケ しんきん中金債券

フ (略)

(2)~(4) (略)